

## 山口市立白石中学校 部活動運営方針

令和2年4月8日 改正

山口市立白石中学校では、適正な部活動の運営に向け、《参考》で示された方針に則り、本校の学校教育計画を踏まえた本方針として改正した。

### 1 ねらい

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により、体力や技術の向上を図るとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しもうとする態度や、その基礎を育む。
- (2) 生徒同士や生徒と教職員の好ましい人間関係の形成を図り、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合う等、社会性を育む。
- (3) 地域から愛され、持続可能な部活動をめざし、積極的に地域での活動に参加する等連携に努める。

### 2 運営について

- (1) 顧問、担任、保護者等との連絡・相談を密にし、円滑な運営を心がける。
  - ①部活動保護者会で活動方針や活動計画を示し、保護者の理解を得る。
  - ②年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、翌月が始まる2週間前までに保護者等に周知し、変更はできる限り速やかに行う。
  - ③問題が発生した場合は継続した指導・相談体制がとれるようにする。
- (2) 危険を予期し、回避することで、けがや事故防止に万全を期す。
  - ①生徒の心身の健康管理を確実にし、安全・安心な活動を徹底する。
  - ②原則として、教員・部活動指導員・外部指導者の監視下で活動を行う。
  - ③生徒自らが身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、安全に関する意識の高揚及び実践力の向上を図る。
  - ④事故や災害発生時は、緊急時対応マニュアルにより速やかな対応を行う。
- (3) 体罰・ハラスメント、いじめの根絶を徹底する。
- (4) 部活動全体の推進を図るため、校内に部活動担当を配置する。

### 3 活動について

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
  - ①生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
  - ②科学的トレーニングの導入やそれぞれに目標設定を行うこと等により、短時間で効果が得られる指導を行うように努める。
- (2) 活動終了時刻と総下校時間

期 間	活動終了時刻	総下校時刻
卒業式後 ～ 秋分の日	18:00	18:20
秋分の日後 ～ 新人戦	17:40	18:00
新人戦後 ～ 文化祭	17:20	17:40
文化祭後 ～ 立春	17:00	17:20
立春後 ～ 学年末テスト後	17:20	17:40
学年末テスト後～ 卒業式	17:40	18:00

#### 4 適切な休養日及び活動時間

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日も少なくとも1日以上を休養日とする。
- (2) 連続6日以上続けて活動しない。
- (3) 活動時間は次のとおりとする。
  - ① 平日は活動終了時刻までの2時間程度とする。
  - ② 学校の休業日は活動終了時刻までの3時間程度とし、集合時間から練習終了まで実際にかかる時間を計画表で示す。
  - ③ 大会や練習試合等※1については、会場に到着してから会場を出発するまでの実際にかかる予定の時間を計画表で示す。
- (4) 長期休業中は学期中に準じたものとし、それ以外にある程度の休養期間（オフシーズン）を設定する。
- (5) 休養日の振り替えは次のとおりとする。
  - ① 平日1日以上以上の休養日を土曜日または日曜日に振り替え、続いた土日を休養日とする場合は、平日に休養日を設定しなくてもよい。
  - ② 大会へ参加し、土曜日及び日曜日に続けて活動した場合、休養日を前後の平日に振り替える。
  - ③ 大会※2の前週の土曜日及び日曜日は活動しともよいこととし、土曜日及び日曜日に続けて活動する場合、休養日を前後の平日に振り替える。
  - ④ 月曜日の祝日・祝日振休を休養日とする場合は、土曜日及び日曜日の1日以上以上の休養日の振り替えとしてよい。
  - ⑤ 土曜日及び日曜日の休養日を前後の平日に振り替えた場合、平日1日以上以上の休養日に置き換えてはいけない。

※1 「練習試合等」は、生徒の健康・安全やプレイの機会均等に留意した内容で計画されたものとする。

※2 ここでいう「大会」とは、中体連及び中文連等が主催又は共催する大会（準ずるものも含む）のこと。

#### 《参考》

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）

「運動部活動の在り方に関する方針」（山口県教育委員会）

「文化部活動の在り方に関する方針」（山口県教育委員会）

「山口市立学校の部活動方針」（山口市教育委員会）

「部活動指導の手引き（改訂版）」（山口県教育委員会）

本方針は令和 元年10月 1日 策定、実施。

本方針は令和 2年 4月 8日 改正、実施